

[規約例]

この規約例は、区の例として作成してあります。
団体の運営及び地域の状況に合わせて作成してください。

〇〇区規約

(目的)

第1条 本区は、区域内住民の福利と親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

●広く地域的な社会的共同活動であることが必要です。

【地方自治法第260条の2第2項第1号、第3項第1号】

(名称)

第2条 本区は、〇〇区（以下「区」という。）と称する。

●地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。

【地方自治法第260条の2第3項第2号】

(区域)

第3条 区の区域は、館山市館山〇〇〇番地から〇〇〇番地までの区域とする。

●区域は当該区の住民にとって、また、館山市内の他地域の住民からみても客観的に明らかであることが必要です。

●また、区域は相当期間にわたり安定して存続していなければなりません。

●地番又は住居表示により表示することが最も望ましいのですが、河川や道路などで区域を特定することも可能です。

●【地番の表記例】

「館山市館山〇〇〇番地から〇〇〇番地まで、〇〇〇番地の△から△△まで、〇〇〇番地の△、△、北条〇〇〇番地及び〇〇〇番地までの区域とする。ただし、館山〇〇〇番地は除く。」

※最初は館山市を入れるが、後はいれなくてよい。（最後は及びでつなぐ。）

* 「大字大網全域」とする。

注：番地が指定できる場合は「大字」はいらない。

* 「館山〇〇〇番地から〇〇〇番地まで」を繰り返す。

* 「館山〇〇〇番地の△から△△まで」～枝番がつながっている場合。

* 「館山〇〇〇番地の△、△△、△△」～枝番を指定する場合

* 「ただし、館山〇〇〇番地から〇〇〇番地までを除く。」を加える。

【地方自治法第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項】

(主たる事務所)

第4条 区の主たる事務所は、館山市館山〇〇〇番地に置く。

●この所在地が、団体の住所となります。

●区の活動記録を整理、保管したり、会議場所としての機能を考慮すると、当該地区にある集会施設等に主たる事務所を置くのが望ましいでしょう。

●「区の主たる事務所は、区長宅に置く。」という定め方も可能。

【地方自治法第260条の2第3項第4号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第4条】

(事業)

第5条 区は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 回覧の回付等、区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等、区域内の環境整備に関する事。
- (3) 区所有地の管理、集会施設等の維持管理に関する事。
- (4) 防災、防犯、交通安全に関する事。
- (5) 区域内住民の親睦と区の発展に関する事。
- (6) その他、目的を達成するために必要な事。

●第1条の目的に適合した広く地域的な社会的活動であることが必要です。
なお、宗教に係る活動は除外するのが適当です。

(区民等)

第6条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、区民となることができる。

- 2 前項に規定する者のうち、区長に加入申込みをした者をもって区民とする。
- 3 区は、前項の加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 4 区の活動を賛助する者及び法人又は団体は、賛助区民となることができる。ただし、表決権等は有しないものとする。

- 年齢や性別などの条件を区民の資格として定めることは認められません。
- 加入の際、いかなる意味においても制約を課すことは認められません。
- 加入申込みの方法は、区独自の手法で加入希望者の意思が確認できるよう定めればよいでしょう。
- 「正当な理由」とは、その者の加入によって区の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかに認められる場合などです。
しかし、実際の住民自治活動では、極めて例外的な場合に限られるでしょう。
- 法人やその他の組織等(商店、工場、別荘など)は、会議の表決権等は有しないものの、活動に対する賛助等の形で団体に参加することは可能です。

【地方自治法第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号、第7項】

(区費)

第7条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

- 2 賛助区民は、総会において別に定める賛助区費を納入しなければならない。
- 3 区長は、区民に特別の事情がある場合は、区費を減免することができる。

- 区費は、金額を明示して定める方法もあります。
- その場合は、金額を改める度に条文を改めること(規約変更)になり、総会の議決や規約変更認可申請手続きが必要となります。
- 表記のように、年1回の通常総会で定める方法が実務上適当でしょう。

(退区等)

第8条 区民等が、次の事項のいずれかに該当する場合には、退区したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より退区届が区長に提出された場合
- 2 本人が死亡又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

- 第6条第2項の加入手続と同様の考え方です。
- 本人の退区意思を区として確認できる方法を定めればよいでしょう。
- また、退区についても、本人の意思にいかなる意味でも制約を課すことは認められません。

【地方自治法第260条の2第3項第5号】

(抛出金品の不返還)

第9条 前条に該当する者が既に納入した区費、その他の抛出金品は返還しない。

- 区費を月割りで返還するなど、区の状況に応じて定めます。

(役員)

第10条 区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 ○人 (うち、書記1人)
- (3) 会計 ○人
- (4) 評議委員 ○人
- (5) 監事 ○人
- (6) 顧問 ○人
- (7) …… …人

- 役職の名称、評議委員、顧問など、区の状況に応じて定めます。

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において区民の中から選任する。

- 2 監事は他の役員を兼ねることはできない。
- 3 区長、副区長、顧問は評議委員を兼ねることができない。
- 4 顧問は、区長が区民の中から推薦し、選任する。

(役員の職務)

第12条 区長は、区を代表し、区務を総括する。

- 2 副区長は、区長の補佐及び会議録等の作成を行い、区長に事故あるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、区の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する。
- 4 評議委員は、評議委員会に出席して次の事項を審議する。
 - (1) 区の役員を選出に関する事。
 - (2) 規約の改廃に関する事。
 - (3) 区費の決定、徴収に関する事。
 - (4) 事業計画、予算、事業報告及び決算に関する事。
 - (5) その他、重要案件に関する事。
- 5 監事は、区の会計及び資産の状況、区務執行の状況を監査する。
- 6 顧問は、区の運営に関する相談に応ずる。

- 役員を選任は、総会において行うことが適当です。
- 認可を受ける団体については、地方自治法により、代表者（区長）1名を必ず選出する必要があり、団体の代表権は代表者（区長）1人に帰属するものとされています。
- また、1名又は複数名の監事を置くことが適当ですが、区長、副区長及びその他の役員と兼ねることは、会務の執行を監査する職務上、避ける必要があります。
- その他に、例えば会計を置く場合には、「会計は、区の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する。」等、その役員の職務を明らかにしておくことが適当です。

【地方自治法第260条の5, 6, 7, 8, 11, 12】

（役員任期）

第13条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任は〇期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 役員任期は、法律上特に規定はありません。
- 「ただし、再任を妨げない。」とすることも可能です。
- しかし、極端に短期、長期では様々な弊害が生じると考えられます。
- また、区運営に支障が生じないように、本条第3項のように定めると良いでしょう。

（班）

第14条 区に班を設ける。

2 班長は班員の中から互選し、任期は〇年とする。

- 区の状況に応じて定めます。

（総会の種別）

第15条 区の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

【地方自治法第260条の13, 14】

（総会の構成）

第16条 総会は、区民をもって構成する。

（総会の権能）

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員を選任及び解任に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の決定に関する事。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (5) 区費の額及び徴収の方法に関する事。
- (6) 区の解散及び清算人の選任並びに財産処分の方法に関する事。
- (7) その他、区の運営に必要な重要事項に関する事。

- 総会では、区の運営事項のうち、規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できます。
- 規約の改正などは他に委任することはできません。（特別議決事項）
- また、総会で議決すべき事項には、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認を含めなければなりません。

【地方自治法第260条の16】

（総会の開催）

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、区長が必要と認めたとき、又は区民の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

- 総会は少なくとも年1回開催する必要があります。
- 地方自治法第260条の4の規定に基づき、年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成しなければなりません。
- ですから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うためには、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。
- 第2項の「5分の1」の定数を規約において増減することは可能ですが、区民の総会招集を求める権利を奪うことのないよう留意する必要があります。

【地方自治法第260条の4、13、14】

【地方自治法第260条の12】～監事の職務（臨時総会の招集の記載）

（総会の招集）

第19条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

- 総会の開催権限は区長が有するものですが、前条第2項の定めにより区民、監事からの開催請求に対しても総会を招集する必要があります。
- したがって、本条第2項のように、請求のあった日から適切な期間内に招集する旨を規定することが適当です。

【地方自治法第260条の15】

（総会の議長）

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

（総会の定足数）

第21条 総会は、区民の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 総会の定足数については、地方自治法上、特に定められていませんが、2分の1以上と規定することが適当と考えられます。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

●総会の議決については、地方自治法上、特に定められていませんが、2分の1以上と規定することが適当と考えられます。

(区民の表決権)

第23条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、区民の表決権は、区民の所属する世帯の区民数分の1とする。(1世帯1票とする。)

- (1) 規約の変更、区の解散及び財産処分の議決
- (2) 区長、監事及び清算人の選任

- これは、(1)及び(2)以外は1世帯1票として表決権を有するという考え方です。
- 従来の自治会、区、町内会等においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。
これは、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。
- したがって、(1)については、1世帯1票の適用が自治法の解釈として認められないと解され、規約に定めることとなる事項(代表者の制限及び委任、監事や役員会の設置等)についての決定も規約の変更となるため、1世帯1票の適用は認められないと解されます。
- また、代表者や監事の選任も、1世帯1票を適用することは適当と考えられません。

【地方自治法第260条の18】

(総会の書面表決等)

第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、電磁的方法をもって表決、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

- 総会の議長は、表決権を行使することとなるので、出席した区民の中から選出する必要があります。区長は区民の中から選任されていますから、「総会の議長は、区長がこれに当たる。」と定めることも可能です。
- 総会の定足数、議決に要する区民数については、地方自治法の規定において特に定められていませんが、表記のように規定することが適当でしょう。
- 区民は、各個人が各々1票の表決権を有します。
- しかし、実際のところ、住民自治組織では、世帯単位で表決権を1票とする運営が行われていると思われます。
- そうしたことを勘案して、第23条第2項の規定を定めることができます。
- これは、特定の事項(規約の変更や区長の選任など)を除いて、表決権を「1世帯で1票を有する。」とする意味です。
- ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、合理的であると認められることが求められます。

【地方自治法第260条の18】

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

- 規約に変更が生じた場合や代表者が交代した場合、市に対して認可申請、届出を行う必要があります。
- その際、総会が有効に成立し、議決されたことを証明する議事録が必要ですから、表記のとおり定めておくべきです。

(役員会)

第26条 役員会は、区長、副区長、会計及び評議委員で構成し、区長が招集して次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他、総会の議決を要しない区務の執行に関すること。

(役員会の議長及び定足数等)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

2 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(評議委員会)

第28条 評議委員会は区長、副区長、評議委員で構成する。

2 評議委員会には、議長及び副議長を置き、評議委員のうちから互選する。

3 評議委員会は、毎年〇月及び必要の都度、区長が招集する。

ただし、区の役員を選任に関する議事については、評議委員会の議長が区長の許可を得て招集することができる。

(班長会)

第29条 班長会は、区長、副区長及び班長で構成し、班長会の議長は区長がこれに当たる。

2 班長会は、区長が必要と認めるとき招集する。

- 区の最高意思決定機関は総会ですが、実務上の執行に関しては、役員会等において決定していくのが適当でしょう。
- 監事は、区業務の執行を監査する職務上、役員会等の構成員にはなれず、表決権等は有せません。
- しかし、役員会等の会議に出席することは可能です。

(資産の構成)

第30条 区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) その他の収入

(資産の管理)

第31条 区の資産は区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 区の資産で第30条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 区の経費は、資産をもって支弁する。

- 団体名義で不動産等の資産を保有する（地方自治法第260条の2第1項）ことが目的ですから、規約において、流動資産、固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておくことが必要です。
 - 具体的に全て掲げることが可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」とした方が簡便でしょう。
 - 財産目録は、地方自治法第260条の4の規定に基づき、設立時及び毎年度初3ヶ月以内に作成することになっています。
 - 資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により区長が行うこととするのが適当です。
 - ただし、日常の出納事務は、役員に「会計」を設けている場合は「会計」が出納その他の会計事務を行います。
 - 活動上重要な固定資産の処分は、総会において議決を要することが必要です。
 - このため第32条のように、総会において別途処分に関し、総会の議決を要する資産（不動産等の重要な固定資産）を決定しておくことが適当です。
- ※地縁団体にとって重要な決定事項であることから、解散決議と同様に総区民の「4分の3以上」の議決を経ることが望ましいと考えられます。
- 【地方自治法第260条の4】**

(事業計画及び予算)

第34条 区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

- 事業計画、事業報告及び予算、決算は、区にとっての重要事項ですから、総会の議決又は承認を得ることが必要です。
- 財産目録は、**地方自治法第260条の4の規定に基づき**、年度終了後3ヶ月以内に作成しなければなりません。
ですから、事業報告や決算も年度終了後3ヶ月以内に総会で承認を得る必要があります。
- 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うと、通常総会を年2回行なうこととなりますが、通例は、年度終了後3ヶ月以内に1回行えばよいと考えられています。
- 年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間、予算がないこととなりますので、第34条第2項のように定めておくことが適当でしょう。
【地方自治法第260条の4】

(会計年度)

第36条 区の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり〇月〇日に終わる。

- 会計年度の定め方は特に制限ありませんが、4月1日から翌年3月31日までが一般的でしょう。
※1/1から12/31は「毎年1月1日に始まり12月31日に終る。」
4/1から3/31は「毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。」

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ館山市長の認可を受けなければ変更できない。

- 規約の変更は総会の専権事項です。
- 規約が変更された場合は、「規約変更認可申請書」(様式2)により館山市長の認可を受けることが必要です。
- 総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を、少数の区民の意思によって決することのないよう留意すべきです。
【地方自治法第260条の3】

(解散)

第38条 区は、**地方自治法第260条の20の規定**により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 具体的には①破産、②認可の取り消し、③総会の決議、④区民の欠亡の場合に、解散(法人としての権利能力の消滅又は団体自体の解散の両方を含む)することになります。
- 総会議決数の「4分の3」については変更可能ですが、少数区民の意思によって解散することが可能な規定は適当ではありません。
【地方自治法第260条の20、21】

(残余財産の処分)

第39条 区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の○分の○以上の議決を得て、区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

- 特定の個人等を残余財産の帰属権利者として指定することも可能ですが、営利法人に寄付や、区民に分配することは、団体の目的から適当ではないでしょう。
 - また、法人化の当初から、解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でしょう。したがって、表記のとおり帰属権利者を指定する方法が適当でしょう。
 - 総会の議決定数は、解散決議と同様に「4分の3」以上の議決が望まれます。
(「4分の3」については規定されていない。)
- ※地縁団体にとって重要な決定事項であることから、解散決議と同様に総区民の「4分の3以上」の議決を経ることが望ましいと考えられます。
- 【地方自治法第260条の31】

(備付け帳簿及び書類)

第40条 区の主たる事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

- 規約施行上の細則を定める者は、区長、役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。
- 【地方自治法第260条の6及び8】

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 旧○○○区規約は廃止する。
- 3 この規約の施行に際し、現に在職する役員任期はその任期の満了までとする。
- 4 区の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 区の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、この規約の施行日から○月○日までとする。

- 附則第1項は、総会における議決年月日からとするのが通例でしょう。
- また、設立初年度は事業年度、会計年度が変則になるので、第2項、第3項を定めることが適当でしょう。
- 4及び5をまとめて「区の設立初年度の事業計画、予算及び会計年度は、第34条、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。」とすることも可能です。